

## 参考資料

令和 7 年 12 月 9 日

令和 7 年第 3 回神奈川県議会定例会

# 総務政策常任委員会資料

(令和 7 年 12 月 5 日付託分)

## 附 屬 資 料

政 策 局

目 次

ページ

- 1 地方税法第37条の2第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例 新旧対照表 ..... 1
- 2 神奈川県手数料条例 新旧対照表（政策局関係） ..... 2

1 地方税法第37条の2第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例  
(平成24年神奈川県条例第39号) 新旧対照表

改 正			現 行		
別表			別表		
特定非営利活動法人の名称	主たる事務所の所在地	神奈川県県税条例第10条第2項の期間	特定非営利活動法人の名称	主たる事務所の所在地	神奈川県県税条例第10条第2項の期間
(削除)			<u>N P O 法人かながわ311ネットワーク</u>	<u>横浜市神奈川区大口仲町194番地9横浜妙蓮寺シティハウス107号</u>	<u>令和3年1月1日から令和7年12月31日まで</u>
(略)			(略)		
<u>特定非営利活動法人カウンセリングオフィスARA</u>	<u>横浜市緑区長津田町2,325-1</u>	<u>令和7年1月1日から令和12年12月31日まで</u>	(新規)		
<u>N P O 法人かながわ311ネットワーク</u>	<u>横浜市神奈川区大口仲町194番地9横浜妙蓮寺シティハウス107号</u>	<u>令和8年1月1日から令和12年12月31日まで</u>	(新規)		

2 神奈川県手数料条例（平成12年神奈川県条例第2号）新旧対照表（政策局関係）

改 正			現 行		
別表（第2条関係）			別表（第2条関係）		
1 政策局関係			1 政策局関係		
手数料徴収に係る事務	手数料の名称	金額	手数料徴収に係る事務	手数料の名称	金額
1 (略)			1 (略)		
2 政治資金規正法第19条の16第1項の規定に基づく国会議員関係政治団体に係る少額領収書等の写しの交付	国会議員 関係政治団体に係る少額領収書等の写しの交付手数料	(1) <u>複写機により用紙に複写した物を交付する場合</u> 用紙1枚につき 10円 (2) <u>スキャナ</u> <u>(これに準ずる画像読み取装置を含む。以下同じ。)</u> により読み取つてできた電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）を光ディスクに複写した物を交付する場合 次に掲げる金額を合算した金額 ア <u>スキャナ</u> で読み取った少額領収書等の写しに係る用紙1枚につき 10円 イ 次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める金額	国会議員 関係政治団体に係る少額領収書等の写しの交付手数料	用紙1枚につき 10円	

改	正	現	行
	<p>(ア) <u>当該光ディスクが日本産業規格X0606及びX6281に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能な光ディスク</u>  <u>(以下「CD-R」という。)</u>  <u>である場合 CD-R 1枚につき 80円</u></p> <p>(イ) <u>当該光ディスクが日本産業規格X6241に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能な光ディスク</u>  <u>(以下「DVD-R」という。)</u>  <u>である場合 DVD-R 1枚につき 160円</u></p>		
3 政治資金規正法第20条の2第2項の規書等の写	収支報告(1) 複写機による用紙に複写	3 政治資金規正法第20条の2第2項の規書等の写	収支報告用紙 1枚につき 10円

改 正			現 行		
定に基づく収支報告書等（同法第12条第1項若しくは第17条第1項の規定による報告書、同法第14条第1項（同法第17条第4項において準用する場合を含む。）の規定による書面、 <u>同法第19条の14の規定による政治資金監査報告書又は同法第19条の14の2第4項の規定による確認書をいう。）の写しの交付</u>	しの交付手数料	<p>した物を交付する場合 用紙1枚につき 10円</p> <p>(2) <u>スキャナにより読み取ってできた電磁的記録をCD-Rに複写した物を交付する場合 CD-R 1枚につき</u> 80円</p> <p>(3) <u>スキャナにより読み取ってできた電磁的記録をDVD-Rに複写した物を交付する場合 DVD-R 1枚につき</u> 160円</p>	定に基づく収支報告書等（同法第12条第1項若しくは第17条第1項の規定による報告書、同法第14条第1項（同法第17条第4項において準用する場合を含む。）の規定による書面又は同法第19条の14の規定による政治資金監査報告書をいう。）の写しの交付	しの交付手数料	
4 政党助成法（平成6年法律第5号）第32条第5項の規定に基づく都道府県提出文書の写しの交付	都道府県提出文書の写しの交付手数料	<p>(1) <u>複写機により用紙に複写した物を交付する場合 用紙1枚につき</u> 10円</p> <p>(2) <u>スキャナにより読み取ってできた電磁的記録をCD-Rに複写した物を交付する場合 CD-R 1枚につき</u> 80円</p> <p>(3) <u>スキャナにより読み取ってできた電磁的記録をDVD-Rに複写した物を交付する場合 DVD-R 1枚につき</u> 160円</p>	(新規)		
5・6 (略)			4・5 (略)		